

# 「データ域外移転安全評価弁法」に 関する解説および実務対応

～中国の安全保障貿易管理に関する制度情報  
専門家による政策解説～

2022年8月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

北京事務所

海外調査部

**【免責条項】**

本レポートは、北京市環球法律事務所に委託し、作成したものです。  
本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。

中国のデータ域外移転に関する安全評価は、2017年施行の「中華人民共和国サイバーセキュリティ法」<sup>1</sup>（以下、「サイバーセキュリティ法」）において初めて構築が明言された制度であり、同法第37条において、重要情報インフラ運営者が中国域外に重要データおよび個人情報を提供する場合、安全評価を行わなければならないと定められています。

さらに、2021年施行の「中華人民共和国データセキュリティ法」<sup>2</sup>および「中華人民共和国個人情報保護法」<sup>3</sup>（以下、「個人情報保護法」）では、重要データおよび個人情報の域外移転に関する安全評価の詳細が明文化されました。

安全評価の適用範囲や手続き等については、国家インターネット情報弁公室が2022年7月7日に公布した「[データ域外移転安全評価弁法](#)」（以下、「評価弁法」）で詳細に定められています。「評価弁法」は2022年9月1日から施行されました。

また、国家インターネット情報弁公室は、2022年8月31日に「[データ域外移転安全評価申告ガイドライン](#)」を公表し、安全評価に係る申告書や自己評価報告書などの申告書類の雛形を公開しています。

「評価弁法」の要点や、日系企業がデータ域外移転の安全評価に係る実務を行う上での留意事項等について、以下の通りご説明します。

## 1.域外移転の定義

データ域外移転安全評価における「域外移転」が具体的に何を指すのかについて、「個人情報保護法」や「評価弁法」には定義がありません。ただし、「評価弁法」が公表された際の記者会見で、国家インターネット情報弁公室の責任者は、データの域外移転と見なされる活動について、下記（ア）と（イ）が含まれるとしました。

- （ア）データ取扱者が、中国国内の運営において収集および発生したデータを、域外に伝達し、保管すること
- （イ）データ取扱者が、中国国内の運営において収集および発生したデータを中国国内に保管し、域外の機構、組織または個人によるアクセスまたは使用が可能な状態になっていること

また、以下の活動も「域外移転」に該当するのではないかという議論があります。

- （ウ）中国域外で収集したデータが中国に伝送され、さらに中国から中国域外に伝送されること
- （エ）中国国内の企業が特定のシステムを通じて域外のデータを取扱うこと
- （オ）中国域外において中国国内の自然人の個人情報の取扱活動を行い、さらにこれらのデータを中国域外の主体に伝送すること

---

<sup>1</sup>「サイバーセキュリティ法」の詳細は、「[サイバーセキュリティとデータ管理監督法制の体系整理](#)」および「[サイバーセキュリティとデータ管理監督法制の実務上のポイント](#)」を参照

<sup>2</sup>「データセキュリティ法」の詳細は、「[データセキュリティ法の概要](#)」および「[データセキュリティ法の実務上のポイント](#)」を参照

<sup>3</sup>「個人情報保護法」の詳細は、「[個人情報保護法の概要](#)」および「[中国個人情報保護法の実務における対応のポイント](#)」を参照

実務では、一般的に上記（ウ）（エ）は「域外移転」に該当しないが、（オ）は該当するとする見解が多いようです。ただし、これらはいずれも、法令上明確な定めがあるわけではありません。

## 2.適用範囲

「評価弁法」第4条では、以下（ア）～（エ）のいずれかの状況に該当する場合、所在地における省レベルのインターネット情報機関を通じて国家インターネット情報機関にデータ域外移転安全評価を申告しなければならないと定めています。

（ア）データ取扱者が重要データを域外に提供するとき

（イ）重要情報インフラ運営者および100万人以上の個人情報を取扱っているデータ取扱者が個人情報を域外に提供するとき

（ウ）前年の1月1日から累計で10万人以上の個人情報または1万人以上の機微な個人情報を域外に提供しているデータ取扱者が個人情報を域外に提供するとき

（エ）国家インターネット情報機関が定めるデータ域外移転安全評価の申告を必要とするその他の事由があるとき

上記（ア）については、重要データの識別基準について定めた規定は、本稿執筆時点（2022年9月）で正式公布されていませんが、2022年1月13日に公表された「[情報安全技術 重要データ識別ガイドライン（意見募集稿）](#)」を見る限りでは、日系企業の取扱うデータが、重要データに該当する可能性はそこまで高くないと思われます。日系企業にとって注意が必要なのは（イ）および（ウ）であり、具体的には、以下の要素を考慮する必要があります。

### ・ 「重要情報インフラ運営者」に該当するか否か

「重要情報インフラ運営者」の定義や認定方法については、上述の「サイバーセキュリティ法」をはじめ、「[重要情報インフラ安全保護条例](#)」等の規定をご参照ください。「重要情報インフラ運営者」に該当する事業者は、中国国内の運営において収集および発生した個人情報（数量を問わない）の域外移転を行う場合、データ域外移転安全評価を申告しなければなりません。

### ・ 「100万人以上の個人情報を取扱っているデータ取扱者」に該当するか否か

該当する事業者は、中国国内の運営において収集および発生した個人情報（数量を問わない）の域外移転を行う場合、データ域外移転安全評価を申告しなければなりません。

### ・ 過去に域外移転を行った個人情報および機微な個人情報の数量

前年の1月1日から累計で10万人以上の個人情報または1万人以上の機微な個人情報の域外移転を行っている事業者（重要情報インフラ運営者か否かを問わない）は、個人情報の域外移転を行う場合、データ域外移転安全評価を申告しなければなりません。

### 3.申告の手続きおよび申告資料

「評価弁法」でも規定されているとおり、上述の「データ域外移転安全評価を申告しなければならない」場合においては、(1) データ域外移転のリスクに係る自己評価を行った上で、(2) データ域外移転安全評価の申告を行わなければならない、その申告時には自己評価の結果（データ域外移転リスク自己評価報告書）を提出する必要があります。

また、データ域外移転安全評価の結果は 2 年間有効とされています。有効期間が終了、または有効期間内に評価結果で定めた状況から変化が生じた場合、再度、データ域外移転安全評価を申告しなければなりません。審査日程や具体的な流れなどについての説明は、紙幅の都合により割愛します。上記 (1) および (2) について、以下で詳しくご説明します。

#### (1) 自己評価

自己評価においては、主に以下の事項について評価を行う必要があります。

- (ア) データの域外移転および域外移転先でのデータ取扱いの目的、範囲、方法等の合法性、正当性、必要性
- (イ) 域外移転するデータの規模、範囲、種類、機微の度合い、データ域外移転が国家安全や公共利益、個人または組織の合法的権益に与えるリスク
- (ウ) 域外移転先が負うことを誓約する責任義務、およびその責任義務の履行に係る管理、技術措置、能力等がデータ域外移転の安全性を保障することができるか否か
- (エ) 域外移転中および域外移転後におけるデータの改竄、破壊、漏洩、紛失、移転、または不法取得、不法利用される等のリスク、個人情報に係る権益を保護するためのルートに支障がないか等
- (オ) 域外移転先と締結する予定のデータ域外移転に関連する契約またはその他の法的効力を有する文書等（以下、「法律文書」）において、データセキュリティ保護の責任義務について十分な取決めがなされているか否か
- (カ) データ域外移転の安全性に影響を与えるその他の事項

自己評価に関しては、「個人情報保護法における個人情報保護影響評価と同じものなのか」「個人情報保護影響評価を行えばデータ域外移転のリスクに係る自己評価も行ったものとみなされるのか」といった質問が頻繁に寄せられます。このような質問について、法令上の解釈はありませんが、実務上は以下の見解が優勢なようです。

まず、個人情報保護影響評価は、データ域外移転のリスクに係る自己評価とは異なるものです。個人情報保護影響評価は、個人情報の取扱いが個人の権益に重大な影響を与える場合（機微な個人情報の取扱い、個人情報の利用による自動化された意思決定の実施、個人情報の取扱いの委託、提供および公開、個人情報の域外移転を含む）に、個人情報取扱者が自ら実施するものです。他方、自己評価は、データ域外移転安全評価を申告する場合に、データ取扱者が事前に自ら行うものです。

内容面では、個人情報保護影響評価における評価事項と自己評価における評価事項はある程度共通しています。個人情報保護影響評価においては、以下の事項について評価を行

わなければならないとされています。

- (キ)個人情報の取扱目的、取扱方法等が合法、正当、必要であるか否か
- (ク)個人の権益への影響および安全リスク
- (ケ)講じる保護措置が合法、有効で、かつリスクの程度と見合ったものであるか否か

一見少ないですが、実は「情報安全技術 個人情報安全影響評価ガイドライン」(GB/T39335-2020) および「情報安全技術 個人情報安全規範」(GB/T 35273-2020) という 2 つの国家標準(推奨)において、評価すべき事項がより詳細に挙げられています。多くの企業では、個人情報保護影響評価を行う際、上記(キ)(ク)(ケ)だけでなく、上記 2 つの国家標準(推奨)で挙げられている事項についても評価を行っているようです。上記 2 つの国家標準(推奨)で挙げられている評価事項も含めれば、個人情報保護影響評価における評価事項は、自己評価における評価事項をほぼすべて網羅しています(前出の自己評価における評価事項(ウ)だけは、個人情報保護影響評価における評価事項に含まれておらず、自己評価独自の評価事項となっています)。

## (2) データ域外移転安全評価の申告

国家インターネット情報機関によるデータ域外移転安全評価では、データ域外移転が国家安全、公共利益、個人または組織の合法的権益に与えるリスクについて重点的な評価が行われます。主に以下の事項が含まれます。

- (ア)データ域外移転の目的、範囲、方法等の合法性、正当性、必要性
- (イ)域外移転先が所在する国・地域のデータセキュリティ保護に関する政策法規およびサイバーセキュリティ環境が、データ域外移転の安全性に与える影響。域外移転先のデータ保護水準が、中国における関連の法律、行政法規の規定および強制性国家標準の要求に達しているか否か
- (ウ)データ域外移転の規模、範囲、種類、機微の度合い、域外移転中および域外移転後におけるデータの改竄、破壊、漏洩、紛失、移転または不法取得、不法利用される等のリスク
- (エ)データセキュリティおよび個人情報に係る権益が、十分かつ有効な保障を受けられるか否か
- (オ)データ取扱者が域外移転先と締結する予定の法律文書においてデータセキュリティ保護に関する責任義務が十分に取決められているか否か
- (カ)中国の法律、行政法規、機関規則の遵守状況
- (キ)国家インターネット情報機関が評価の必要があると認めるその他の事項

用いられている表現は少々異なるものの、データ域外移転安全評価における評価事項は、自己評価における評価事項とある程度共通しています。

データ域外移転安全評価の申告をする際には、以下の書類を提出する必要があります。

- (ク)申告書

- (ケ)データ域外移転リスク自己評価報告書
- (コ)データ取扱者が域外移転先と締結する予定の法律文書
- (サ)安全評価業務上必要となるその他の書類

上記(ク)(ケ)については、2022年8月31日に国家インターネット情報弁公室により[雛形](#)が公表されましたので、こちらをご参照ください。雛形を見る限りでは、(ケ)データ域外移転リスク自己評価報告書には、域外移転の基本状況(データ取扱者の基本情報、データ域外移転に係る業務および情報システムの状況、データ域外移転の目的、範囲などの情報、域外移転先の情報保護安全能力の状況などの情報)を記載する必要があります。

上記(コ)については、「評価弁法」第9条によると、少なくとも以下の内容を含める必要があります。

- ・ データ域外移転の目的、方法およびデータの範囲、域外移転先におけるデータ取扱の用途、方法等
- ・ 域外におけるデータの保存場所、期間および保存期間が満了し、取決めた目的が達成され、または法律文書が終了した後における域外移転したデータの処理措置
- ・ 域外移転先が域外移転したデータを他の組織、個人に再移転することを制限する条項
- ・ 域外移転先の実質的支配権もしくは経営範囲に実質的な変化が生じたこと、または所在国、地域のデータセキュリティ保護に関する政策法規およびサイバーセキュリティ環境に変化が生じたことならびにその他の不可抗力によりデータセキュリティの保障が難しくなった場合に講じるべきセキュリティ措置
- ・ 法律文書において取決めたデータセキュリティ保護義務に違反した場合の救済措置や違約責任、紛争解決方法
- ・ 域外移転したデータが改竄、破壊、漏洩、紛失、移転または不法取得、不法利用等されるリスクが生じた場合に、緊急対応を合理的に実施することを要求する条項ならびに個人がその個人情報に係る権益を保護するためのルートおよび方法

また、上記(コ)と「個人情報域外移転標準契約規定(意見募集稿)」の附属文書「個人情報域外移転標準契約」とはどういった関係なのか、「個人情報域外移転標準契約」をそのまま上記(コ)として使用することはできるのか、という質問が頻繁に寄せられますが、両者は「域外移転先と締結するものである」という点においては似た性質のものですが、対象とする行為が「重要データおよび個人情報の域外移転」(上記(コ))と「個人情報の域外移転」(「個人情報域外移転標準契約」)で異なる、締結または提出が必要となる状況が大きく異なる等、明確な違いがあります。そのため「個人情報域外移転標準契約」をそのまま上記(コ)として使用することはできません。

### 3. 日系企業の対応

日系企業は、データ域外移転を行う場合、前述の「評価弁法」第4条に照らし合わせて、データ域外移転安全評価の申告をする必要があるかを判断する必要があります。ただし、

一般的に、安全評価の申告要否を当初から明確に判断することは困難であるため、判断に先立って、域外移転するデータの詳細や域外移転先におけるデータの取扱方法等の関連事項を一通り整理することが必要となります。

もしも域外移転するデータの中に個人情報が含まれる（すなわち、個人情報保護影響評価の実施が必須である）場合は、安全評価の申告要否を判断する前に、まず個人情報保護影響評価を実施することをお勧めします。個人情報保護影響評価を適切に実施すれば、個人情報の域外移転に係る事項を一通り整理することができ、それらの整理された情報に基づき、安全評価の申告要否についても初歩的な判断が可能となるためです。

また、上述のとおり、個人情報保護影響評価における評価事項には、自己評価における評価事項がほぼすべて網羅されています。このため、個人情報保護影響評価を事前に実施しておけば、安全評価の申告が必要との判断に至った場合、その評価結果を活用することで、申告時に提出が必要となるデータ域外移転リスク自己評価報告書をスムーズに作成することができます（自己評価独自の評価事項については別途評価を実施する必要があります）。

北京市環球法律事務所



レポートをご覧いただいた後、アンケート（所要時間：約1分）にご協力ください。

<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/ora2/20220025>



本レポートに関するお問い合わせ先：  
日本貿易振興機構（ジェトロ）  
海外調査部 中国北アジア課  
〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32  
TEL：03-3582-5181  
E-mail：ORG@jetro.go.jp